

## 長崎県談合情報等対応マニュアル

(制定平成15年6月20日付15監第150号、通知)

(改定平成17年3月30日付16監第549号、通知)

(改定平成20年3月6日付19建企第602号、通知)

(改定平成21年1月8日付20建企第653号、通知)

(改定令和3年3月2日付2建企第617号、通知)

### 第1 一般原則

#### 1 談合情報等の確認、調書の作成

(1)入札に付そうとする工事又は測量・設計・調査業務について、入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実(以下「談合情報等」という。)を掌握した者は、当該情報等の提供者に対して次に掲げる事項を可能な限り確認の上、直ちに入札を執行する課(以下「入札執行課」という。)へ通報すること。

- ①情報提供者の氏名・所属及び連絡先
- ②対象工事名
- ③発注機関名
- ④落札予定者及び落札予定金額(率)
- ⑤発注者が公表していない情報(入札参加者名等)
- ⑥談合が行われた日時、場所、方法
- ⑦談合に関与した具体的な業者又は人物名
- ⑧談合があったことを示す具体的な物証(メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表の有無)

(2)談合情報等の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で談合情報等の出所を明らかにするよう要請すること。

#### 2 報告

1により通報を受けた入札執行課は、談合情報等の内容を報告書にまとめ、速やかに各部・各局及び教育庁並びに警察本部(以下「各部等」という)において公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を招集し、報告を行うこと。

なお、入札執行課において、入札事務の過程で自ら談合情報等(複数の業者の工事費内訳書について、同一性があると認められる場合、又は、入札結果等に不自然さがあると発注者が判断した場合を含む)を把握した場合も、当該談合情報等に基づき報告書をまとめ、委員会に報告を行うこと。

#### 3 委員会の審議

委員会は、2により入札執行課から報告を受けた場合は、談合情報等の信憑性及び事情聴取の必要性について、また事情聴取を行った場合は談合の事実の有無等について、審議するものとする。

#### 4 主務課への通報

委員会は、談合情報等を把握した場合、その対応について逐次各部等において別に定める担当課（以下「主務課」という。）へ通報すること。

## 5 公正取引委員会への通知

委員会の審議を踏まえ、事情聴取を行うことにした談合情報等については、主務課において、必要の都度公正取引委員会へ通知する。このうち、工事に関する入札で談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び談合があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく通知を行うものとし、その他のものについては一般的な談合情報等として通知を行うものとする。（第3の3参照）

## 6 警察への通報等

事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては、警察に通報する。

## 第2 具体的な対応

談合情報等があった場合には、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手続等は、第3に従い行うこと。

### 1 入札執行前（電子入札の場合にあっては、開札前）に談合情報等を把握した場合

入札執行課は、第1の3による当該情報の信憑性の有無の審議結果にかかわらず、入札（電子入札の場合にあっては、開札。以下同じ）を実施するものとする。

入札の結果、談合情報等の落札予定者と落札候補者が一致する場合及び、入札結果等に不自然さがあると判断した場合（談合情報等と落札候補者が一致していない場合、又は談合情報等が寄せられていない場合に限る）は、落札者決定を保留し、「工事費内訳書取扱要領」に基づき、工事費内訳書の提出の要請（工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札に限る。以下同じ）・審査を実施する。

また、工事費内訳書の審査結果をもとに、第1の3により、事情聴取の必要性について審議するものとする。

ただし、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致しておらず、かつ入札結果等に不自然さがなかった場合については、工事費内訳書の提出の要請及び事情聴取を行わず、落札者を決定するものとする。

1) 第1の3により、事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、以後の対応は行わず、落札者を決定するものとする。

2) 第1の3により、事情聴取の必要性があると判断された場合は、以下の手続によること。

#### ① 主務課への通報

談合情報等があった旨を直ちに主務課へ通報すること。

#### ② 事情聴取

談合情報等があった旨又は、入札結果等に不自然さがあると判断した旨を入札参加者に明らかにした上、入札参加者全員に対して事情聴取を行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを主務課へ送付すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

委員会は、競争入札参加者心得第9条を適用し、当該入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。また、その旨を主務課へ通報すること。

④ 談合があったとは認められないが、極めて疑わしい場合の対応

委員会は、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致している場合で、①から③までのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として、指名競争入札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあっては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を主務課へ通報すること。

①談合情報等での落札予定金額（情報金額）が落札金額と一致、またはその金額の差が僅少の場合

※僅少とは、上記の金額の差が、予定価格の±0.5%以内の場合とする。

②一般競争入札に係る談合情報にあっては、すべての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあってはその組み合わせ）が入札結果と一致している場合（但し、工種・工法・実績等により業者数が限られ、すべての入札参加者が類推できる場合を除く）

③入札結果に不自然さがある場合又は工事費内訳書に同一性があると認められる場合

注）上記①から③のいずれかに該当し、極めて疑わしい場合においても、事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる証拠が得られるように努めること。

⑤ 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、落札者を決定し、その者と契約を締結するものとする。また、誓約書の写しを主務課へ送付すること。

イ 入札終了後に、入札結果一覧表の写しを主務課へ送付すること。

⑥ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3の委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。

入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあっては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を

主務課へ通報すること。

## 2 入札執行後に談合情報等を把握した場合

入札執行後に談合情報等を把握した場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手順によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

### 1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

① 第1の3により、談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

② 第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手順によること。

#### ア 主務課への通報

談合情報等があった旨を直ちに主務課へ通報し、併せて入札結果一覧表の写しを送付すること。

#### イ 事情聴取

契約締結前に、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを主務課へ送付すること。

#### ウ 工事費内訳書の審査

前項イの事情聴取に先立ち、あらかじめ提出されている工事費内訳書の審査を行うものとする。

ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしない工事については、全ての入札参加者に対し、工事費内訳書の提出を要請し、提出後速やかに審査を行うものとする。

#### エ 談合があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、長崎県財務規則第100条第3号を適用し、入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。また、その旨を主務課へ通報すること。

#### オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札結果一覧表の写しを主務課へ送付すること。

#### カ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3

の委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。また、入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあっては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を主務課へ通報すること。

## 2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

① 第1の3により、談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

② 第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手順によること。

### ア 主務課への通報

談合情報等があった旨を直ちに主務課へ通報し、併せて入札結果一覧表の写しを送付すること。

### イ 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを主務課へ送付すること。

### ウ 工事費内訳書の審査

第2の2の1)の②のウにより対応する。

### エ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を主務課へ通報すること。

### オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させること。また、誓約書の写しを主務課へ送付すること。

## 第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### 1 報告書

入札執行課は、談合情報等を把握した場合には、その内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

### 2 主務課への通報等

1) 主務課への通報等は、別記様式第2を使用すること。

2) 主務課へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができること。

### 3 公正取引委員会等への通知

主務課に通報された談合情報等のうち事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、別記様式第3-1により、各部等の長が公正取引委員会に通知する。また、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては、警察へ通報する。

その他のものについては別記様式第3-2により、各部等の長が公正取引委員会に通知する。

### 4 事情聴取の方法等

- 1) 事情聴取は、委員会の委員長が指名する2名以上の職員により行うこと。
- 2) 事情聴取は、あらかじめ別紙1を基本とした項目と当該談合情報により寄せられた独自の内容からなる項目を事情聴取項目とし、事情聴取項目及び聴取結果を公正取引委員会へ通知する旨を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、談合情報等の内容に沿って具体的に聞き取りを行うこと。
- 3) 事情聴取は、原則として代表者又は代表者に準ずる地位にある者及び工事費内訳書を作成した積算担当者を対象に行うこと。また、JVの場合は代表構成員及び工事費内訳書を作成した積算担当者を対象とすること。
- 4) 聴取結果については、別記様式第4-1又は同第4-2により事情聴取書を作成すること。

### 5 誓約書等の提出等

- 1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別記様式第5により代表者から提出させること。また、JVの場合は代表構成員から提出させること。
- 2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合又は事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断した場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

## 別記様式第1

## 談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
工 事 名	
発 注 機 関 名	
入 札 ( 予 定 ) 日	年 月 日 ( )
情 報 提 供 者	・報道機関 ・建設業者 ・その他 ( ) 役職 ( ) 氏名 ( )
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ( ) ・FAX ・Inet情報 ( ) ・その他 ( )
情 報 内 容	・落札予定業者名、落札予定金額、落札率 ・談合等に関与した業者名、人物名 ・談合の日時、場所、方法 ・談合の日時、場所 ・その他
当該案件の間合せ先	所属名 担当名 TEL (内線)

○ ○ 部 長 様

(入札執行機関の長)

談合情報に関する資料の送付について

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

記

1. 談合情報報告書
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札結果一覧表 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効、延期・取消し)
6. ( )

※ (該当するものに○をすること)



公正取引委員会  
九州事務所長 様

長崎県〇〇部長

談合情報に関する資料の送付について

長崎県発注の建設工事について、独占禁止法第3条又は第8条違反と疑うに足る情報がありましたので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 工事名
2. 発注機関
3. 添付資料
  - 1) 談合情報報告書
  - 2) 事情聴取書（写）
  - 3) 誓約書（写）
  - 4) 入札結果一覧表（写）
  - 5) 入札に関する連絡（無効、延期・取消し）

〇〇〇 第 号  
年 月 日

公正取引委員会  
九州事務所長様

長崎県〇〇部長

談合情報に関する資料の送付について

長崎県発注の建設工事について、談合情報がありましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 工事名
2. 発注機関
3. 添付資料
  - 1) 談合情報報告書
  - 2) 事情聴取書(写)
  - 3) 誓約書(写)
  - 4) 入札結果一覧表(写)
  - 5) 入札に関する連絡(無効、延期・取消し)



## 事 情 聴 取 書

1 工事番号・工事名

2 聴取日時・場所 年 月 日 時 ～ 時

3 業 者 名

4 被聴取者（役職・氏名） 役 職  
氏 名

5 聴 取 者

1 内 容

質 問	聴 取 内 容
1 貴社は、自社で本工事費を積算しましたか。	
2 (※質問1で、自社で積算したと回答した場合、) 各社の積算担当者に対し、単価の算出が難しい(※施行条件、見積り等を要する)項目について質疑する。	
3 (質問2で、納得できる回答ができなかった場合、) 貴社は、自社で積算せず、他社の工事費内訳書を複写又は参考にしていますか。	
4 (質問3で、複写も参考もしていないと主張する場合、) 貴社が主張する根拠は何ですか。 ※自社で積算したと確認できる項目(質問2とは別の積算が容易な積算項目)について質問し、回答してもらう 例) 共通仮設費の工種、適用区分(率)、 施工地域による補正区分等、実際積算したものであれば、容易に回答できる質問をなるべく複数準備しておく	
5 本件工事の積算について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	
6 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話しをしましたか。	

誓 約 書

年 月 日

長崎県知事 様

商 号  
役 職  
氏 名

今般の下記工事の競争入札に関し、県が行った談合情報等に係る事情聴取に対する陳述については全て真実に相違なく、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

また、契約後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても何ら異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

注) 下線部分は、落札業者のみ記載させること。

## 事情聴取項目（参考例）

（代表者又は代表者に準ずる地位にある者に対して）

1. 貴社は、発注機関からの指名通知が来た場合に、指名通知が来た（一般競争入札においては、入札参加予定である）旨の情報を他者（建設業団体・議員を含む）に提供してはいませんか。
2. 上記の情報は、会社内のどのような立場の人達が知り得ていますか。また、情報の管理（漏洩防止）はどのようにしていますか。
3. 県では、談合防止の観点から、入札前に入札参加者の顔合わせの機会を無くすために、指名競争入札においては、設計図書を平成15年10月より郵送する方式（一般競争入札においては、平成20年4月よりインターネットで、ダウンロードする方式（※土木部、水産部、農林部のみ施行））にしております。このことは、ご存知ですか。
4. 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報があるが、談合情報提供者は、どうやって入札参加業者を知り得たと思いますか。  
また、貴社は、いつ、入札参加者を知りましたか。
5. 本件工事の入札参加のことで、他者の誰かが、貴社に電話、あるいは直接訪ねて来る事が、ありませんでしたか。あったとすれば、どのような話をしましたか。

※質問6以降として、談合情報により寄せられた独自の内容からなる項目を作成し、聴取する。

（工事費内訳書を作成した積算担当者に対して）

1. 貴社は、自社で本工事費を積算しましたか。
2. （※質問1で、自社で積算したと回答した場合、）各社の積算担当者に対し、単価の算出が難しい（※施工条件、見積りを要する）項目について質疑する。
3. （※質問2で、納得できる回答が得られなかった場合、）貴社は、自社で積算せず、他社の工事費内訳書を複写又は参考にして、工事費内訳書を作成していませんか。
4. （※質問3で、複写も参考もしていないと主張した場合、）貴社が主張する根拠は何ですか。

※自社で積算したと確認できる項目（質問2とは別の回答が容易な項目）について質問し、回答してもらう。

例）共通仮設費の工種、適用区分（率）、施工地域による補正区分等、実際積算したものであれば、容易に回答できる質問をなるべく複数準備しておく。

5. 本件工事の積算について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
6. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話をしましたか。

## 入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）等に抵触する行為を行うことなく、厳正に入札すること。
2. 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合、及び認められないものの極めて疑わしい場合には、長崎県財務規則第100条第3号により入札は無効とすること。
3. また、落札業者との契約後、談合の事実が明らかとなった場合には、契約を解除することもあること。

## (事情聴取実施参考例)

### 1. 事情聴取に至る経過説明

「〇年〇月〇日に入札が執行された〇〇〇〇工事について、『談合があった。』との情報があり、直ちに〇〇〇（事務所名）の公正入札調査委員会を開催し協議した結果、本日事情聴取を行うことになりました。」

### 2. 事情聴取

#### 1) 事情聴取の開始の宣言

「よって、ただ今から長崎県公正入札調査委員会設置要綱及び長崎県談合情報対応マニュアルに基づき、事情聴取を開始します。」

「なお、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合、及び認められないものの極めて疑わしい場合には、（以下より選択して通告）」

##### ①入札後、契約締結前の場合

「長崎県財務規則第100条第3号を適用し、入札を無効とします。」

##### ②契約締結後の場合

「契約を解除する場合があります。」

「また、本日の事情聴取の内容等は後日公正取引委員会に報告することになりますので、あらかじめご承知下さい。」

#### 2) 事情聴取者（県側）の紹介

「本日、事情聴取を行います〇〇〇の〇〇（職・氏名、2名以上）です。」

#### 3) 業者側の出席者確認

会社名、役職名、氏名を名簿により業者側の出席者を確認

（名刺をもらう。代理出席の場合は委任状を提出させる。）

#### 4) 事情聴取書に基づく質問

事情聴取書（マニュアル様式別紙1）に基づき、事情聴取を実施する。

#### 5) 事情聴取に対する回答の確認

「本日の事情聴取に対する貴社の回答について、再度確認させていただきますが、本日述べられたことに間違いありませんか。」

#### 6) 誓約書の提出

「それではこの誓約書に必要事項を記入し、本日中に提出をお願いします。なお、誓約書の提出がない業者については、再度事情聴取を行うこととなります。また、誓約書の提出がなかった旨を公正取引委員会に通知します。」

#### 7) 終了

「本日の事情聴取は、これにて終了します。」